



小規模企業共済制度が “充実”します！

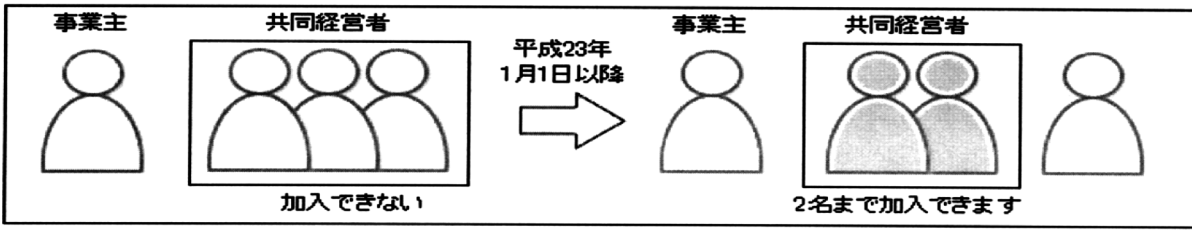
個人事業主のみならず、その専従者（配偶者や後継者）などの共同経営者も加入できます。

これで安心して事業に専念できる環境を整えることができます。

○共同経営者とは・・・

個人事業の経営に携わる方で、一定の要件を満たせば、個人事業主の専従者（配偶者や後継者）、親族以外の方も加入することができます。

ただし、加入できる共同経営者は一事業主につき「2名」までとなります。



経営者の退職金：

退職後の安心の『ゆとり』のために・・・

- ☆全国で約 120 万人の経営者が加入
- ☆掛金は全額所得控除
- ☆無理のない掛金(月額¥1,000～¥70,000)
- ☆共済金の受取りは、一括・分割・併用の 3 タイプ
- ☆受取り時にも税制面での大きなメリット
- ☆災害時や緊急時には契約者貸付けの利用が可能



※その他、お問い合わせは・鶴見青色申告会 共済係 045-521-1145 まで

口座振替のご案内

平成24年4月27日(金) に会員さん ご指定の金融機関から口座振替されます。

4月26日(木)までに残高の確認をお願いします。

(会費のみです)

会費の引落しは下記の要領にて、

年 2 回(4月と10月) とさせていただきます。

会費6ヶ月分 12,000円×年2回

引落し	期 間	金 額	引 落 日
	平成24年 4月～9月	12,000円	4月27日
	平成24年 10月～翌年3月	12,000円	10月27日

※引落日が、土、日、祭日の場合は翌日または翌々日になります。
※引落日の残高確認をよろしくお願いします。

